

下関市上下水道局告示第4号
令和8年(2026年)3月13日

下水道法第9条の規定に基づき、下関市公共下水道の供用及び下水処理の開始を次のとおり定めた。

下関市上下水道事業管理者
上下水道局長 伊南 一也

1. 供用及び下水処理の開始年月日

令和8年3月31日

2. 下水の排除及び処理の開始区域並びに、その終末処理場の名称、位置

山陰処理区

綾羅木処理分区、安岡処理分区、吉見処理分区の各一部

(山陰終末処理場：下関市大字垢田字洞の上)

山陽処理区

前田処理分区、小月処理分区、王喜処理分区、吉田処理分区の各一部

(山陽終末処理場：下関市乃木浜二丁目2192番地)

3. 排水施設の位置

山陰処理区

(1) 綾羅木処理分区

伊倉東町、大字田倉、一の宮卸本町、秋根上町一・三丁目の各一部

(2) 安岡処理分区

富任町五丁目、安岡町四丁目、横野町三丁目の各一部

(3) 吉見処理分区

吉見竜王町、吉見古宿町、吉見本町一・二丁目、吉見新町一・二丁目、永田本町四丁目の各一部

山陽処理区

(1) 前田処理分区

前田二丁目の各一部

(2) 小月処理分区

清末千房二丁目、清末鞍馬二丁目、小月小島一丁目の各一部

(3) 王喜処理分区

松屋本町一・二・三丁目、松屋上町一丁目、松屋東町二丁目の各一部

(4) 吉田処理分区

大字吉田の一部

4. 排水施設の方式

分流式

5. 図面の縦覧期間及び場所

期 間 令和8年3月13日から

場 所 市ホームページ

以上